

## 住民監査請求（城東区複合施設）の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、平成 29 年 6 月 16 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（4 人）に通知しました。（却下、監査結果は同年 7 月 20 日決定）

### 1 請求の要旨

本市が、一般社団法人城東鶴見工業会（以下「城東鶴見工業会」という。）が所有する土地を借受け、本件複合施設の 353.25 平方メートルのスペース（以下「本件スペース」という。）を城東鶴見工業会に賃貸し、当該地代と本件賃料をほぼ同一金額にすると合意したにもかかわらず、オープン当初から現在に至るまで、本件スペースを賃貸することなく空スペースとして放置していることは、本件スペースの管理を著しく不当ないし違法に怠っているものであり、2016 年 3 月から 2017 年 3 月までの賃料相当額 678 万 4,956 円の損害が発生しているので、本市監査委員に対して、大阪市長が本件スペースについて、城東鶴見工業会との間で速やかに賃貸借契約を締結することにより、賃料収入を収受しないという状況を是正すること及び大阪市長に損害賠償請求をするなど損害を補てんする措置をとることを請求する。

### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面（以下「事実証明書」という。）を添えて請求をする必要があるとされている。

法第 242 条が、違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面を添えることを要求しているのは、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害や監査請求が濫用にわたることを防止し、また、監査請求書とあいまって監査委員の監査の指針ともなるべき資料を提供するためと解されている。

本件請求において、請求人は、本市が建築した複合施設の一部（以下「本件スペース」という。）が、本件複合施設の建設時に城東鶴見工業会に賃貸することを予定していたものであるにもかかわらず、城東鶴見工業会に対する本件スペースの賃料を城東鶴見工業会が本市に賃貸している土地の賃料と同等の額とするという本市と城東鶴見工業会との間での合意事項を、本市が守らないことにより、本件スペースを賃貸できていないことが、本市職員等による違法不当に財産の管理を怠る事実にあたりと主張している。

そのため、本件請求が適法であるためには、上記合意の事実に関する事実証明書が提出される必要があるが、請求人から、本市と城東鶴見工業会との間で上記合意があったことをうかがわせる書面等は提出されておらず、請求人が提出した基本合意書と称する書面には、「契約で定める賃借料については、本市が不動産鑑定士に金額の算定を委託し、この結果を大阪市不動産評価審議会に諮った上で金額を確定するものとする。」との記載があり、また、請求人が提出した本市から提示されたとする基本合意書解説と称する書面には、「土地賃借料の金額及び建物賃借料の金額に、差が生じた場合においては、決定した金額のとおりそれぞれ賃借料を支払うことで、差額について金銭精算することを改めて確認するものです。」との記載がある。

これらのことから、本件請求は、住民監査請求の要件である事実証明書を添えて請求されたものとはいえず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。